

市原市特定既存耐震不適格 建築物等耐震診断事業



はじめに

平成7年1月17日未明、兵庫県南部を襲った震度7の地震により、6,434名もの尊い命が奪われました。その犠牲者の大半は、古い住宅や建築物の倒壊により、下敷きとなったものでした。

平成23年3月11日には、国内の自然災害で戦後最大の人命が失われた「東方地方太平洋沖地震」が発生し、この地震を踏まえ、より一層の大規模地震発生の切迫性が指摘されています。

このような大規模地震被害の未然防止策として、まずは建築物の耐震性を把握し、その結果に基づき耐震補強等の措置を行うことが上げられます。そこで、本市では耐震診断に要する費用の一部を補助する事業を実施しております。

補助の対象となる建築物

昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築されたもので市内に存在する下記①から⑤のいずれかに該当するものとします。

※①から⑤にかかわらず、市長が特に必要と認めた建築物については対象となります。

① 多数の者が利用する一定規模以上の建築物等

表ー1

用途		規模
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数が2以上、かつ床面積の合計が1,000㎡以上のもの
	上記以外の学校	階数が3以上、かつ床面積の合計が1,000㎡以上のもの
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数が1以上、かつ床面積の合計が1,000㎡以上のもの
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数が3以上、かつ床面積の合計が1,000㎡以上のもの
病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、百貨店		
卸売市場、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
共同住宅、寄宿舎、下宿、事務所		階数が2以上、かつ床面積の合計が1,000㎡以上のもの
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらの類するもの		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数が2以上、かつ床面積の合計が500㎡以上のもの
幼稚園、保育所		
博物館、美術館、図書館、遊技場、公衆浴場、工場		階数が3以上、かつ床面積の合計が1,000㎡以上のもの
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数が1以上、かつ床面積の合計が5,000㎡以上のもの（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る。）
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するもので、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するもの（詳しくはお問合せください。）		

② 災害時に利用を確保する必要がある建築物（要安全確認計画記載建築物）

大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物で「千葉県耐震改修促進計画」で定められたものです。

③ 区分所有法が適用される建築物

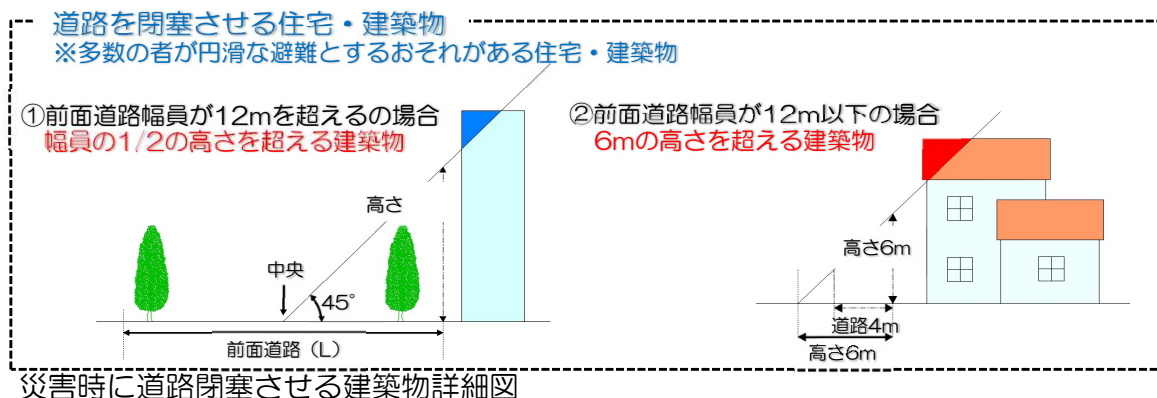
階数が3以上で、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上の分譲マンション

④ 町会集会施設

会議又は集会に必要な機能を備え、市が認定した町会が設置・管理する施設です。

⑤ 災害時に道路を閉塞させるおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）

下記の道路において、前面道路が12メートルを超える場合は幅員の2分の1を超える建築物、前面道路が12メートル以下の場合は高さが6メートルを超える建築物が対象となります。



※ 上記の道路とは、「千葉県耐震改修促進計画」又は「市原市耐震改修促進計画」に記載されたものです。

補助対象者

補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者となります。

- ①補助対象建築物等の所有者等であって、市町村税を完納しているもの。
- ②集会施設を設置し及び管理する町会
- ③県又は市の耐震改修促進計画に記載された道路に接する一定の高さ以上の建築物の所有者等。

※所有者等とは、所有者並びに建物の区分所有等に関する法律に規定する管理者

耐震診断の補助金額

補助金額

交付対象経費の3分の2とし、60万円を限度としております。
(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

市補助 2/3 (限度60万円)	自己負担
------------------	------

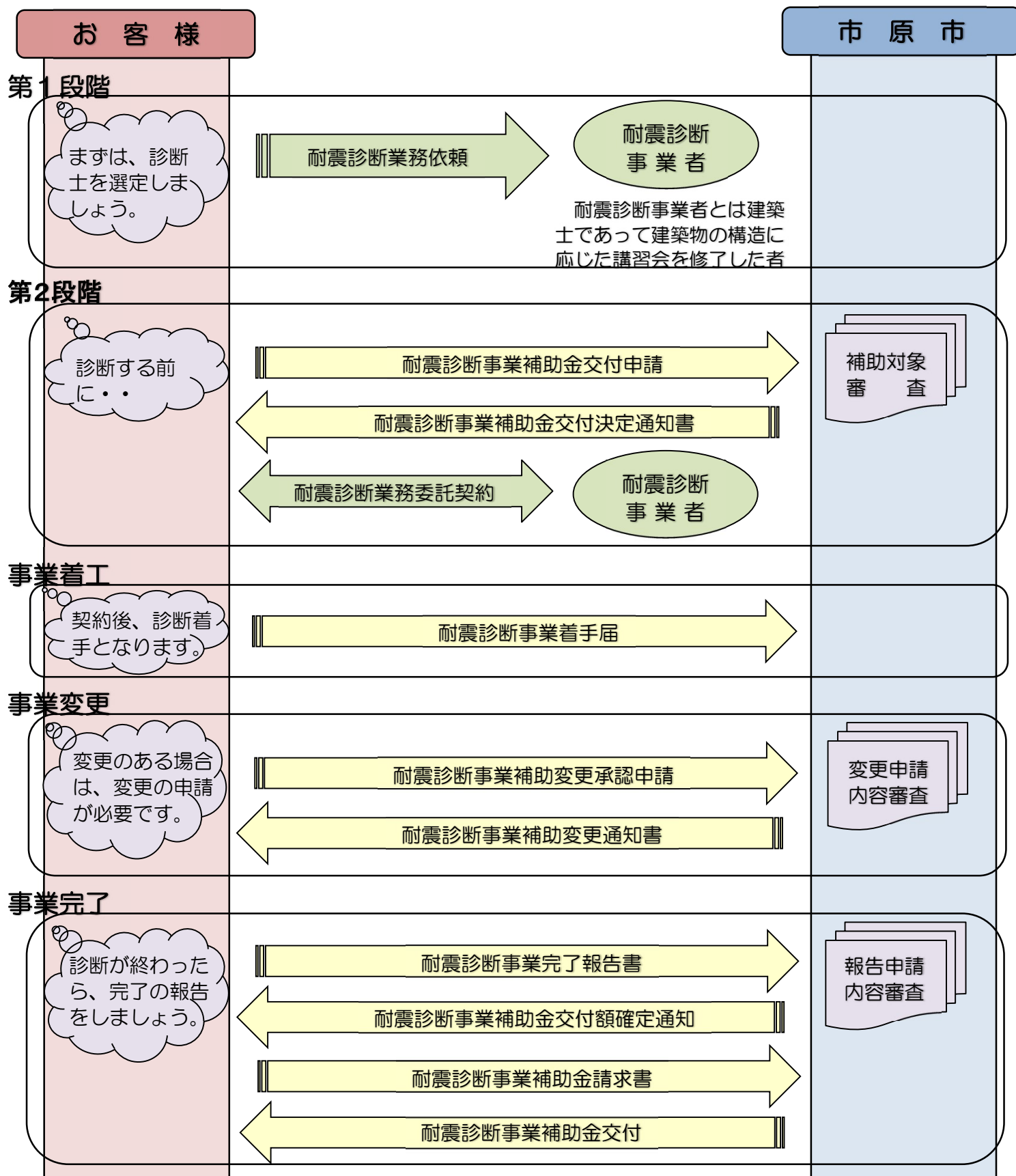
※交付対象経費とは

耐震診断に要する経費のうち、下記に掲げる費用の合計額とします。ただし、市長が別に定める標準単価により計算して得た額をそれぞれ限度とします。

- ①耐震診断に要する費用
- ②部材の強度調査に要する費用
- ③公的機関の認定等を受けるために要する費用

※補助金交付は耐震診断を実施し、診断事業者にその費用を支払った後となりますのでご注意ください。

補助金交付までの流れ



お問合せ先

市原市役所都市部建築指導課

TEL：0436-23-9091

FAX：0436-21-1478

ホームページ： http://www.city.ichihara.lg.jp/kurashi/sumai/tatemono/anzen/305_taishin.html

平成29年9月 発行